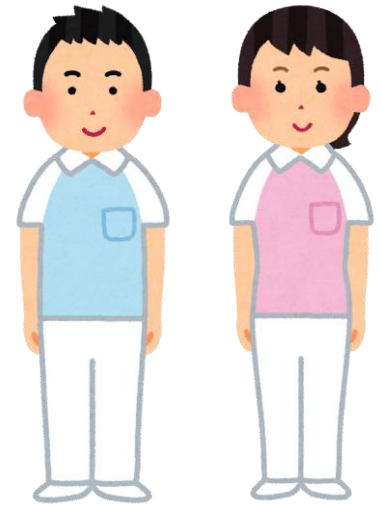


高齢者虐待防止について



高齢者虐待の定義と種類

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する 支援等に関する法律

(以下、この資料中では「高齢者虐待防止法」とする。)

高齢者：65歳以上の者

(高齢者虐待防止法第2条第1項)

養護者：高齢者を現に養護する者であって、養介護施設従事者等
以外のもの

例) 高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

養介護施設従事者等：老人福祉法及び介護保険法に規定する施設
又は事業の業務に従事する者

高齢者虐待の定義と種類

- ①身体的虐待
- ②介護・世話の放棄・放任
- ③心理的虐待
- ④性的虐待
- ⑤経済的虐待

①身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。

- ・ 高齢者の身体に暴力を加える
- ・ 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制

身体拘束について

青森県有料老人ホーム設置運営指導指針

8 有料老人ホーム事業の運営

(3) 帳簿の整備

老人福祉法第29条第4項の規定を参考に、**次の事項を記載した帳簿を作成**し、2年間保存すること。

二 **緊急やむを得ず**入居者に**身体的拘束**を行った場合にあっては、その**態様**及び**時間**、その際の**入居者の心身の状況**並びに**緊急やむを得ない理由**

9 サービス等の(4)～(7)についても高齢者虐待防止法に関する事項が明記されている。

→「**緊急やむを得ず**」身体拘束を行う場合は、**きちんと同意を得て、そして記録すること。**

身体拘束の適正化に向けての基準

- ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様・時間・入所者の心身の状況・緊急やむを得ない理由を記録すること
- ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
- ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
- ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること

②介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

- ・ 入浴させない。髪、ひげ、爪が伸び放題
- ・ 褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整、栄養管理を怠る
- ・ おむつが汚れていても放置する
- ・ 医療が必要な状況にも関わらず、受診させない
- ・ ナースコール等を使用させない
- ・ 同僚の虐待行為を放置する

③心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

- ・ 威嚇（怒鳴る、暴言）
- ・ 侮蔑的発言（日常的にからかう、言葉による虐待）
- ・ 他の利用者に悪口をいいふらす
- ・ 自分でトイレに行くことができるのに、本人の意思や状態を無視しておむつを使う

④性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

⑤経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

- ・ 金銭を寄附するよう強要する
- ・ 金銭、財産の着服、窃盗、無断流用

高齢者虐待防止のために ～養介護施設従事者等～

努力 養介護施設従事者等は、（中略）**高齢者虐待の早期発見**に努めなければならない。
（高齢者虐待防止法 第5条第1項）

義務 養介護施設従事者等は、「職員（同僚等）」による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを**市町村に通報**しなければならない。
（高齢者虐待防止法 第21条第1項）

養介護施設従事者等は、通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。
（高齢者虐待防止法 第21条第7項）

→「**高齢者の権利を無視した行為の放置**」は、**養介護施設従業者等による放棄放任にあたりと見なされている**

高齢者虐待防止のために ～養介護施設等を運営する法人～

(高齢者虐待防止法第20条)

研修、苦情処理及び内部監査を含めた業務管理体制全般について適切に運用されているか適切に把握することが求められる。

- ① 自ら企画した虐待防止に関する**研修**を定期的実施する
- ② 管理者等の責任の下、**苦情処理体制**が適切に運用される
- ③ **職員に対する**ストレスマネジメントやメンタルヘルスに配慮した面談等の**ケア**を組織的に実施・対応する
- ④ **業務管理体制**全般について、常に自主的に**点検**し、必要に応じ、体制の**見直し**や**運用の改善**に努める

(青森県有料老人ホーム設置運営指導指針 9(4)□)

虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

高齢者虐待への対応の流れ

市町村

高齢者の安全の確認その他事実の確認

従事者等による高齢者虐待に関する事項を都道府県に報告

虐待防止・高齢者保護を図るため、介護保険法の規定による権限の行使

- ・施設等からの報告徴収・立入検査
- ・地域密着型サービス事業者の監督 等

都道府県
市町村

高齢者の安全の確認その他事実の確認

高齢者虐待への対応の流れ

都道府県
市町村

高齢者の安全の確認その他事実の確認



虐待防止・高齢者保護を図るため、
老人福祉法・介護保険法の規定による権限の適切な行使

【老人福祉法】施設設置者への立入検査、改善命令、事業停廃止命令、許可取消
【介護保険法】施設等からの報告徴収、勧告、改善命令、指定取消

従事者等による高齢者虐待の状況等の公表（毎年度）

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/koreihoken/21_gyakutai.html

高齢者虐待をなくすために

「高齢者虐待防止支援マニュアル（改訂版）より」

1. 市町村および関係機関が積極的な対策・対応を実施する
2. 高齢者虐待への意識を高める
3. 虐待のサインを見逃さない
4. 認知症高齢者についての知識を普及する

